

認定コミュニティ活動状況資料

茅ヶ崎南地区まちぢから協議会

(1) 認定基準への適合に関する資料

認定基準確認表	1
規約等	2～10
委員名簿	11

(2) 認定コミュニティの活動及び特定事業に関する資料

前年度の活動報告書及び収支決算書	12～16
当該年度の活動計画書及び収支予算	17～19
特定事業の概要	20
特定事業の事業報告と収支決算	21～22

(参考資料) 令和6年度挨拶の街づくり運動活動状況

令和7年度挨拶の街づくり事業ホームページ

に掲載チラシ

設立趣意書抜粋（地区の特性等）

茅ヶ崎南地区は、6つの自治会で構成され、それらの自治会を中心に社会福祉、青少年育成、市民安全、地域振興、生活環境といった様々な分野で多くの団体が活動し、地域生活を支えています。

茅ヶ崎市の玄関口である茅ヶ崎駅からサザンビーチちがさきまでの間に様々な商店が集まり、昔から住んでいる住民や新たにこの地域で生活を始めた住民が入り混じる茅ヶ崎南地区が地域コミュニティを維持、向上させていくためには、今まで以上に地域の団体や住民が身近な問題について気軽に話し合い、顔の見える関係づくりや住民相互の連携を図り、「共助」の力を強くしていかなければならないことから、新たな地域コミュニティの形成を図ることとしました。

茅ヶ崎南地区を活力ある持続可能な地域としていくため、地域に関わる者や各団体と市が、それぞれの責任の下で役割を担い、日常の課題を解決する環境づくりを進めることで、地域における支え合いを再構築し、自助・共助のまちづくりを進めることとします。

認 定 基 準 (地域コミュニティの認定等に関する条例第2条)		基準への適合状況（申請時）	基準への適合状況（R 6 年度）
(1)	申請書に、主として活動する区域が記載されているか。	申請書に活動区域の記載あり。	
	申請団体の規約に、主として活動する区域が規定されているか。	規約第1条に市が定める茅ヶ崎南地区を協議会の活動区域とする規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
	規約に規定された主として活動する区域が、市長の告示する区域と合致しているか。	市長が告示する区域である、審議会ファイル「別図13」と規約第1条における協議会の活動区域が合致。	・申請時と同様で変更無し。
(2)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、当該活動区域に有する、市長に届け出た全ての自治会（以下「全ての自治会」という。）が規定されているか。	規約第5条（1）に「茅ヶ崎南地区内に所在地を有する自治会長」が委員である規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、全ての自治会が構成員であることが明確であるか。	市長に届け出た自治会は「地区別単位自治会の名称」のとおり6自治会あり、名簿に、「地区別単位自治会の名称」に記載されている全ての自治会名が記載されている。	・申請時と同様に全ての自治会が構成員となっている。
(3)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則第3条第1項各号に規定された団体が規定されているか。	規約第5条（2）～（4）に規定あり。 ◆地域福祉の推進を主たる目的とするコミュニティ ・茅ヶ崎南地区社会福祉協議会 ・茅ヶ崎南地区民生委員児童委員協議会 ・地域包括支援センター・福祉相談室つむぎ ◆文化、芸術又はスポーツの振興を主たる目的とするコミュニティ ・茅ヶ崎南地区体育振興会 ◆児童又は青少年の健全な育成を主たる目的とするコミュニティ ・茅ヶ崎小学校区青少年育成推進協議会 ・茅ヶ崎小学校区ふれあいプラザ運営委員会	・申請時と同様で変更無し。
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、前項の団体が構成員であることが明確であるか。	名簿に、「規約第5条（2）～（4）」に規定される団体名が記載されている。	・申請時と同様で変更無し。
(4)	申請団体の規約に、公募により選出される構成員について規定されているか。	規約第5条（12）に規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
	重要事項の決定に関与する者の公募に関する調書の内容が適切か。		
(5)	申請団体の規約に、申請団体の活動又は事業に活動区域の誰もが参加できることが規定されているか。	規約第5条（12）に公募により認められた者を委員とする規定あり。 規約第18条（2）に部会の設置に関する規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
	全ての個人の参加に関する調書の内容が適切か。		
(6)	申請団体の規約に、運営が民主的に行われる仕組みが規定されているか。	規約第10条第2項及び第3項に過半数の出席、多数決といった意思決定の方法が規定されている。	・申請時と同様で変更無し。
	民主的な運営に関する調書の内容が適切か。		
(7)	申請団体に関する、目的、名称、主として活動する区域、主たる事務所の所在地、代表者に関する事項、会議に関する事項が規定された規約があるか。	規約第3条に目的、第1条に名称及び主として活動する区域、第2条に主たる事務所の所在地、第9条に代表者に関する事項、第10条に会議に関する事項が規定されている。	・申請時と同様で変更無し。
(8)	申請団体の規約に、営利的活動、宗教的活動、政治的活動を主たる目的とする事業が行われないことが読み取れるか。	規約第3条に営利的活動、宗教的活動、政治的活動を主たる目的とする事業が行われないことが読み取れる。	・申請時と同様で変更無し。
	申請書類から、前項の事業が行われないことが読み取れるか。		・別紙事業報告書のとおり、規約第3条に規定された目的達成に関する事業のみを行っている。

茅ヶ崎南地区まちぢから協議会 規約

(名称及び組織)

第1条 この会は、茅ヶ崎南地区まちぢから協議会（以下「協議会」）と称し、市が定める区域内（以下「茅ヶ崎南地区」）に居住する市民および区域内で活動する各種団体で組織する。

2 協議会の設立年月日は平成29年4月1日とする。

(所在地)

第2条 協議会の所在地は、高砂コミュニティセンター（茅ヶ崎市中海岸一丁目2番42号）に置く。

(目 的)

第3条 協議会は、「地域住民主体の市政」「地域住民の生きがいつくり」「自助・共助のまちづくり」「協議の場」「まちの力の醸成」「自己実現の場を創造する」等のため、地域における課題解決、住みよい地域社会の構築を目指し、地域住民、各種団体及び市が一体となり、自主的、主体的に地域活動を行うことを目的とする。

2 協議会は、高砂コミュニティセンターの管理運営を行い、市民の学習、集会、レクリエーションの場を提供し、地域住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図り、心の豊かさとふれあいのある地域社会を形成することを目的とする。

(事 業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 茅ヶ崎南地区の特性を生かし、地域の課題を解決するために行う事業
- (2) 高砂コミュニティセンターの管理運営に関する事業
- (3) 茅ヶ崎南地区住民の福祉に寄与する事業
- (4) 児童及び青少年の健全育成に関する事業
- (5) 高齢者及び障がい者福祉に関する事業
- (6) 環境に関する事業
- (7) 防災に関する事業
- (8) 交通安全及び防犯に関する事業
- (9) 茅ヶ崎南地区の住民の参画と情報の共有並びに協働の推進に関する事
- (10) 隣接する地区との情報交換に関する事
- (11) 茅ヶ崎南地区の発展に寄与する事業
- (12) その他、前条の目的達成に必要な事業の実施に関する事

(委 員)

第5条 協議会の委員は、次に掲げるもので構成し、委員の数は35名以内とする。

- (1) 茅ヶ崎南地区内に所在地を有する自治会長
- (2) 地域福祉全般に関する地域団体の代表
- (3) 健康・スポーツに関する地域団体の代表

- (4) 青少年育成等に関する地域団体の代表
 - (5) 安全・防犯に関する地域団体の代表
 - (6) 防災に関する地域団体の代表
 - (7) 生活環境に関する団体の代表
 - (8) 地域住民の交流・絆づくりを進める地域団体の代表
 - (9) 文化・生涯学習に関する地域団体の代表
 - (10) 地域振興分野に関する団体の代表
 - (11) 協議会が推薦する者
 - (12) 公募により認められた者
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
 - 3 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

- 第6条 協議会に相談役として若干名の顧問を置くことができる。
- 2 顧問には、茅ヶ崎南地区内に居住地をもつ者から役員会が推薦し、総会で承認を得た者を置く。
 - 3 顧問は会長が必要と認めたとき、会議に出席することができる。

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 事務局長 1名
 - (4) 書記 1名
 - (5) 会計 1名
 - (6) 部会長 部会数
 - (7) 監事 2名
- 2 前項の役員は総会において委員の中から互選により選任する。

(役員の任期)

- 第8条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 2 欠員により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の職務)

第9条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐すると共に協議会の業務を分担する。会長に事故がある時には、その職務を代理する。(あらかじめ定められた順位による。)
- (3) 事務局長は、協議会の事務等処理すると共に事務局を統括する。

- (4) 書記は、事務局長を補佐し会議等の記録をとる。
- (5) 会計は、協議会の運営及び活動に関する経理事務を行う。
- (6) 部会長は、部会運営を担当する。
- (7) 監事は、協議会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。会計事務及び業務執行に不正の事実を発見し、総会に報告の必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求することができる。

(会 議)

第 10 条 協議会の会議は、総会、運営委員会、役員会、及び部会とする。

- 2 部会を除く会議は、各会議を構成する者の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、総会・運営委員会にあっては委員のうち、委任状の提出があった者については、出席があったものとみなす。
- 3 部会を除く会議の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 総会を除く会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 出席者数
 - (3) 開催目的、協議事項及び議決事項
 - (4) 議決の経過の概要及びその結果

(総会の構成)

第 11 条 総会は、委員をもって構成する。

- 2 総会の議長は、その総会において、出席した委員の中から選出する。

(総会の種別)

第 12 条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は、年度当初に開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、総会を構成する者の三分の一以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第 9 条第 7 項の規定により監事から請求があったときに開催する。

(総会の招集)

第 13 条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会を招集するときは、委員に対し、会議の目的、日時及び場所を示して会議の 7 日前までに通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第 14 条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業報告及び決算に関すること
- (2) 事業計画及び予算に関すること
- (3) 高砂コミュニティセンターの事業報告及び決算に関すること
- (4) 高砂コミュニティセンターの事業計画及び予算に関すること

- (5) 役員の選任及び解任に関する事
 - (6) 規約の制定及び改正に関する事
 - (7) その他、第5条に掲げる委員から提案された事項に関する事
- 2 総会が成立しないとき、総会を成立させる出席人員に達しなかったとき、総会を招集する時間がないと認めるとき、その議決すべき事案に関して役員会の議決をもって処分することができる。
- 3 前項の処置については、会長は、次の運営委員会においてこれを報告し、直近の総会で、承認を求めなければならない。

(総会の議事録)

第15条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 委員の現在数及び出席者数（委任状を提出した委員も含む。）
 - (3) 開催目的、協議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

(運営委員会の構成)

第16条 運営委員会は、委員等をもって構成する。

- 2 運営委員会の議長は、会長とする。
- 3 運営委員会には、委員等以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

(運営委員会の招集)

第17条 運営委員会は、会長が必要と認めた時に招集する。

(運営委員会の決議事項)

第18条 運営委員会は、次の事項を決議する。

- (1) 総会及び役員会に付議すべき事項
- (2) 部会の設置及び廃止に関する事項
- (3) 高砂コミュニティセンターの管理運営に関する事
- (4) 各部会間及び各種団体間の連絡調整
- (5) 本会の委員の入会又は退会の承認に関する事
- (6) 総会において議決された事項の執行に関する事項
- (7) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (8) 協議会に寄せられた意見及び提案事項（以下「意見等」という）に関する事項
- (9) その他、(役員会・部会・委員) から提案された事項

(運営委員会の議事録)

第19条 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員等の現在数及び出席者数（委任状を提出した委員等も含む。）
- (3) 開催目的、協議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

（役員会の構成）

第20条 役員会は、役員（監事を除く）をもって構成する。

- 2 役員会の議長は、協議会の会長とする。
- 3 役員会には、役員以外のものを出席させ、意見を聞くことができる。

（役員会の招集）

第21条 役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

（役員会の決議事項）

第22条 役員会は、次の事項を決議する。

- (1) 総会及び運営委員会に付議する事項
- (2) 総会及び運営委員会において決議された事項のうち、協議会全体に係るものの執行に関する事項
- (3) その他総会及び運営委員会の決議を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 高砂コミュニティセンターの管理運営に関する規程等の制定及び改正に関する事
- (5) 部会委員の推薦等の承認に関する事

（部会の構成）

第23条 委員の他、茅ヶ崎南地区に在住、在勤、在学の者とし、部会長が承認し、役員会に報告した部会員で構成する。

- 2 部会に、部会長及び副部会長を置くものとする。
- 3 副部会長は部会員の中から互選により選出する。
- 4 部会の議長は、部会長とする。

（部会長及び副部会長の職務）

第24条 部会長及び副部会長は次の職務を行う。

- (1) 部会長は、担当部会を代表し、部会の運営を統括する。
- (2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときには、その職務を代理する。

（部会の招集）

第25条 部会は、部会長が必要と認めたときに招集する。

（部会の協議事項）

第26条 部会は、所掌する事項について調査・審議し役員会及び運営委員会に報告する。

- 2 部会名及び所掌する事項は、別に定める。

(事務局の構成)

第 27 条 協議会に、事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には協議会より役員会が推薦し、総会で承認を得た事務局長・書記・会計を置く。
- 3 事務局には事務局員を置くことができる。

(事務局の所掌事務)

第 28 条 事務局は、次の事務を司るものとする。

- (1) 会議への出席
- (2) 会議の開催通知書の作成及び送付
- (3) 会議の資料の作成
- (4) 会議の議事録の作成
- (5) 会計事務に伴う資料の作成
- (6) 茅ヶ崎市や関係団体との連絡調整
- (7) 協議会に寄せられた意見等のとりまとめ
- (8) 協議会活動に関する広報活動
- (9) その他必要な事項

(事業及び会計年度)

第 29 条 協議会の事業及び会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日とする。

(経費)

第 30 条 協議会の経費は、補助金、委託金、寄附金及びその他の収入をもってあてる。

(住民等からの意見等の取り扱い)

第 31 条 会議で出された意見等のほか、茅ヶ崎南地区の住民及び各種団体から寄せられた意見等は、事務局が取りまとめ、運営委員会に報告する。

(必要事項)

第 32 条 その他、協議会の運営及び高砂コミュニティセンターの管理運営について必要な事項は別に定める。

付則

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する

平成 29 年 9 月 23 日 規約第 7 条 2 項 副会長の増員 2 名から 3 名に改正

平成 30 年 1 月 20 日 部会設置に関する追加規定を設けた。

平成 30 年 3 月 24 日 規約第 14 条に 2・3 項を追加

令和 2 年 5 月 17 日 規約第 7 条 役員の定数変更並びに部会長・書記新規役員を追加。
部会長・書記の役員追加による関連条項を追加改定した。

令和 2 年 8 月 22 日 高砂コミュニティセンター管理運営委員会の組織組み入れによる廃止に伴い、臨時総会の議決に基づき、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、茅ヶ崎南地区まちぢから協議会規約第26条第2項の規定により、茅ヶ崎南地区まちぢから協議会 (以下「協議会」という。) の部会名及び所掌する事項等に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会について)

第2条 協議会に設置する部会は、次のとおりとする。

- (1) 防災部会
- (2) 生活・環境部会
- (3) 福祉部会
- (4) 児童・健康部会
- (5) 地域活性化部会
- (6) コミセン事業部会

(部会の所掌する事項等について)

第3条 前条に規定した部会の所掌する事項及び具体的な取り組み内容は、次のとおりとする。必要に応じて、各部会は所掌する事項等の調査・研究を行うことができる。

(1) 防災部会

- ア 地域の災害対策・防災力向上に関すること
- イ その他、協議会で当該部会での検討が決定した案件等に関すること

(2) 生活・環境部会

- ア 住民が安全快適に生活できるよう地域の生活環境の向上に関すること
- イ ごみ処理、交通安全、防犯等、生活環境に関すること
- ウ その他、協議会で当該部会での検討が決定した案件等に関すること

(3) 福祉部会

- ア 誰もが安心して暮らせる地域社会を創出すること
- イ 地域福祉の推進に関すること
- ウ その他、協議会で当該部会での検討が決定した案件等に関すること

(4) 児童・健康部会

- ア 子どもの安全に関すること
- イ 子どもの健全な育成に関すること
- ウ 地域住民の健康に関すること
- エ その他、協議会で当該部会での検討が決定した案件等に関すること

(5) 地域活性化部会

- ア 住みやすい地域となるよう、行政・事業主体をし・住民との絆を強化すること
- イ 地域の活性化を促進する各種事業の企画の立案をし、運営運営委員会に提案すること
- ウ その他、協議会で当該部会での検討が決定した案件等に関すること

(6) コミセン事業部会

- ア 高砂コミュニティセンターで行う各種事業の企画、計画及び実施に関すること
- イ その他、協議会で当該部会での検討が決定した案件等に関すること

附 則

この規程は、平成30年1月20日から施行する。(施行開始)

この規程は、平成30年3月24日から施行する。(防災安全部会の新設)

この規程は、平成31年3月23日から施行する。(地域活性化部会の新設)

この規程は、令和元年7月20日から施行する。(児童・健康部会の新設)

この規程は、高砂コミュニティセンター管理運営委員会の廃止に伴う高砂コミュニティセンター管理運営規約の廃止のため、令和2年8月22日に臨時総会により議決され、令和3年4月1日から施行する。(コミセン事業部会の新設)

- ・部会規定第3条(5)地域活性化部会の条文「イ」の改定は令和6年5月18日(土)の定期総会で提案、承認され
同日より施行する。

令和 6 年度茅ヶ崎南地区まちぢから協議会委員名簿(予定)

分野	NO	団体名	役職	氏名
茅ヶ崎南地区内に 所在地を有する 自治会長	1	若松町幸自治会	部会長(防災部会)	花香 賢
	2	幸町自治会	会計	土岐田紘之
	3	共恵中央自治会	監事	佐藤 勝栄
	4	共恵東自治会	書記	伊藤理恵子
	5	共恵海岸通り自治会	会長・地区社協会長	篠原 徳守
	6	中海岸自治会	副会長・部会(地域活性化部会)	飯島
	7	地区社会福祉協議会	部会長(福祉部会)	西澤 充
	8	地区民生委員児童委員協議会	会長	鈴木 ひろみ
	9	地域包括センター つむぎ	運営委員	大村 静香
	10	地区ボランティアセンター	運営委員	吉川 睦
	11	寿楽会(共恵海岸通り)	運営委員	鈴木 速水
	12	福寿会(中海岸)	運営委員	佐竹 伸也
健康・スポーツ、 文化・生涯学習に関 する地域団体の代表	13	地区体育振興会	運営委員	河井 朋洋
青少年育成等に関す る地域団体の代表	14	茅ヶ崎小学校区青少年育成 協議会	部会長(児童・健康部会)	日下 英彦
	15	茅ヶ崎小学校区ふれあいプラ ザ運営委員会	運営委員	吉川 睦
	16	きかんしゃクラブ	運営委員	4 月変更
地域振興分野に関す る団体の代表	17	サザン通り商店街	運営委員	小林 健司
協議会が推薦する者	18	幸町	副会長・生活環境部会長	二木 健夫
	19	共恵東自治会	事務局長	古泉 清
	20	中海岸自治会	監事	川添 忠茂
	21	中海岸	コミセン部会員	黒沢 久美恵
公募委員	22	中海岸	運営委員・地域活性化部会	斯波 義典
	23	共恵東自治会	運営委員・防災部会	大嶽 恵美
	24			
	25			
・令和 6 年 3 月 31 日で防災リーダー協議会が廃会。運営委員会から退会。 ・令和 6 年 4 月からきかんしゃクラブ代表交代				

令和6年度 茅ヶ崎南地区まちぢから協議会事業報告

役員会

実施時期	内容(事業概要)	備考
4月17日(水)	・定期総会準備について ・挨拶の街づくりづくり事業 ・その他 入口ドアの鍵交換 69,000 円 1.2F 誘導灯バッテリー交換 30,000 円 - 事務局員募集チラシ	議長選任、レイアウト 長方形 自治会ごとの幟旗必要本数 全戸配布
5月12日(日)	(臨時役員会) ・会計監査外部委託による報酬	中小企業診断士に監査を受けた。 15万円+消費税
5月15日(水)	・公募委員の募集 ・メンテナンス 駐車場のメンテナンスは今まで保育園との取り決めがなかった。	市民自治と保育課で取り決め作成中
6月19日(水)	・「炎天下駆け込みスポット」について ・3F ホールとフリースペースの仕切りについて ・掲示板取り付け ・市民のつどいの準備について	1F 階段手前にソファ設置、パーテーションでカバー。駐車場に幟旗設置。 今後イベント時以外はパーテーションの開閉はしない。 サザン通り側に 1,200×1,000 のアルミニウム性掲示板を設置。 各自治会に質問事項依頼 6/22 提出 7/22 迄。回覧日 8/1 号
7月17日(水)	・挨拶の街づくり運動自治会別持参枚数 ・掲示板設置	幟、ミニ幟、A3 ポスター、A4 ポスターシール 7/31 実施 198,000 円
8月21日(水)	・南口ロータリー構想 ・第 11 回新春花火大会について ・市民のつどいの準備について ・挨拶の街づくり運動の令和 7 年度について	道路建設課説明 8/17 打ち合わせ 9/7(土) 13 時 30 分～
9月18日(水)	・挨拶の街づくり運動令和 6 年度の媒体取り付け状況 ・コミセンまつりについて ・第 11 回新春風揚げ大会について ・挨拶の街づくり運動の盛り上げ方 ・ごみ出しに迷ったらの QR コードをポスター化 ・利用者懇談会開催	バラツキがある。 役割分担を決める。 1月2日のみ実施、まちぢは後援 新規に共通の話題で知り合いになり自然に挨拶ができるようにする。 9/21 開催
10月16日(水)	・挨拶の街づくり運動について ・コミセンまつり進捗状況 ・風揚げ大会について ・衆議院議員選挙について	フロア責任者を定める 正式名称「茅ヶ崎海岸新春風揚げ大会」 前回(10 回)の会計疑問 8 項目 10/27(日)10 時～20 時
11月20日(水)	・コミセンまつり進捗状況 ・茅ヶ崎海岸新春風揚げ大会の進捗状況 ・R7 年賀詞交換交換会について ・秋の叙勲祝賀会	1F 駐輪場の照明を明るくして欲しい。 チラシ出来上がり、甘酒中海岸神輿保存会が担う。 1/20 開始：11 時か 11 時 30 分
12月18日(水)	・コミセンまつり報告 - 支出：261,485 円 ・年末、年始の予定 ・法定電気点検 ・新運営委員 ・学童の子供たちと遊ぼう	12/7 開催 1,300 人来館、会計報告
1月22日(水)	・風揚げ報告 ・新年度の事業方針 ・挨拶の街づくり運動令和 7 年度	9 時～並ぶ、10 時から配布 1 時間で終了

	・自転車条例定例化 ・凧作りを定期的実施 ・HP 勉強会の定例化 ・大人向けのイベントの開催 ・新運営委員	警察と打ち合わせ 和室利用、和紙凧 年 4 回 取り合えず麻雀 左藤裕康氏 前南駅前商店会会長、
2 月 19 日(水)	・役員改選について ・定期総会について ・会議日程、開始時間について ・屋上の手入れについて ・自転車条例講習会&白バイ試乗体験会 ・コミセン利用者懇談会 ・事務局員雇用契約について	5/17 14 時～ 役員で定期的に管理する。 2/22 10 時～12 時 準備 9 時～ 3/22 10 時～ 雇用契約満了者
3 月 19 日(水)	・規約改正について ・事務局員について ・雇用契約満了者 ・梅まつり会計報告(土岐田会計) ・会議日程について ・挨拶の街づくり運動令和 7 年度使用物品 ・春休み地域の子供たちと遊ぼう ・挨拶の街づくり運動 踊りの練習日程 ・厳島神社からの謝罪とお願いについて	自治会長⇒自治会の代表 副会長 2 名⇒若干名 事務局次長を設ける事ができる(新設) 役員会(監事を除く)を削除 4/1～業務担当 M、会計担当 M 新設 3/31 付で 1 名、4/30 付で 1 名 負担金 23,241 円 法被デザイン 3/28 10 時～12 時 130 名 4/26 17 時～

部会活動報告

部会名	開催	内容(事業内容、参加見込み人数、総経費、参加費等の目安等)
防災部会	4/13, 5/11, 6/8, 7/13 7/27, 8/10, 8/24, 9/14 9/28, 10/6, 10/12, 11/9 2/8, 3/8	○防災訓練 10/20(日)消火器・煙体験・トイレ・応急手当訓練・放水訓練 ビデオによる講義 ○みんなの防災展 2025/3/25(土)ソーラークッキング展示説明
地域活性化部会	7/20, 8/31, 11/2, 1/18, 3/22	○事業報告 ・市民のつどい運営検討及び実施・新春凧揚げ大会運営検討及び実施・梅まつりの運営検討及び実施 ・定例会議と主な内容 (R6 年 8/31) ・市民のつどいの概要とシナリオ討議 ・地域活性化に関する学術的アプローチを大学に問合せ。 ・活性化のテーマづくりに関して討議 (R6 年 11/12) ・各地区の継続的特定事業、まちぢ及び自治会の事業を整理 ・活性化活動の討議 (R7 年 1/18) ・ジュニアリーダーズクラブの情報共通 ・文教大学へのアンケート結果報告 ・コミセン利用者へのアンケート実施方法を討議 (R7 年 3/22) ・活性化アンケートに関する討議 (各種会議を除く事業) ・R6 年 9/7 主催 市民のつどい ・R7 年年 1/3 協賛 第 11 回新春凧揚げ大会 ・R7 年 2/11 共催 梅まつり
生活環境部会	6/2, 7/20, 8/17, 10/19	・6/22 新メンバー紹介+資源循環課による「戸別収集事業」の説明を受ける。 ・7/20 7/11 開催の自治会長会で戸別収集モデル地区等について情報共有を図った

		・10/19 資源循環課が10/9付で発表した資料を基に今後のスケジュール確認を行った。 ・12/15 幸町戸別収集実験実験事業説明会 ・1/18 第1回茅ヶ崎南地区戸別収集説明会 ・2/8 第2回茅ヶ崎南地区戸別収集説明会
福祉部会	4/26, 5/22, 6/26, 10/10 11/27, 1/29, 2/12, 3/6 3/27	・茅ヶ崎南地区のマップを作り障がい者施設の支援等に取り組む ・民生委員の協力の下に買い物難民について調査。移動販売車の拠点を設け次年度より買い物ができるよう現在検討中
児童・健康部会	4/18, 5/9, 5/11, 6/13, 7/11, 8/8, 9/12, 10/12 10/10, 12/12, 11/14, 1/9 2/13, 3/21, 3/13, 3/21	・みんなでみまもり隊「旗振り」 期間：R6年4月～R7年3月(茅ヶ崎小学校生の登校日) 旗振りボランティア：41名(32名 サポーター9名)+チーム推進協：11名 参加人日：1,300/人日 ・旗振り講習会 9/26 茅小PTA主催 参加6名 ・旗振りボランティア意見交換会 R7年3/14 まちぢ・推進協共催 ・旗振りボランティア募集 回覧：1回 10月実施 PR活動：2回(高砂コミセンまつり 12月、梅まつり R8年2月)

令和 6 年度茅ヶ崎南地区まちぢから協議会事業報告

令和 6 年度は市より特定事業として認定を受けた「挨拶の街づくり事業」を地域の方に知ってもらい多くの方に挨拶が自然にできるよう取り組みをしました。

その為に「幟旗」を各自治会、学校等に設置してもらい、ポスターを学校、商店街、自治会等に掲示してもらいました。又、シールは茅ヶ崎小学校の生徒に配布し令和 7 年度も新一年生にも配布しました。ミニ幟は飲食店、企業の受付等で喜ばれ追加発注もしました挨拶の街づくり運動は継続して実施し、様々なアレンジを加え永年事業として実施していきます。

その他、地域の課題を各団体と共有して解決に向け取り組みました。商店会、飲食店組合、学校関係にも声掛けして新運営委員に 4 名の方に就いてもらいました。年度中に早速、複数の事業に協力を頂きました。

令和 7 年度の「挨拶の街づくり事業」は盆踊りの練習を通し、顔の見える関係づくりを促していきたいと考えています。また各団体とコラボして、多くの地域の方に喜んでもらえる事業を実施していく予定。

令和 6 年度事業報告

事業名	日程	区分	備考
市民のつどい	9 月 7 日(土)	主催	第 1 部南口駅前の環境悪化のその後について 第 2 部街づくり構想に関する意見交換
南地区体育祭	9 月 29 日(日)	主催	
南地区防災訓練	10 月 20 日(日)	主催	茅ヶ崎小学校にて開催 消火器訓練、煙体験、トイレ、応急手当訓練、放水訓練、ビデオによる講義
第 11 回茅ヶ崎海岸新春凧揚げ大会	1 月 3 日(金)	後援	主催から後援に代わり 2 日間開催を 1 日に変更。趣旨を理解してくれた団体・個人が協力(無料凧 11 時終了、全体 13 時狩猟)
南地区賀詞交歓会	1 月 20 日(月)	主催	67 名出席、メニュー変更(2 パターン)
梅まつり	2 月 11 日(火)祝日	共催	収入：697,710 円 支出：744,192 円 負担金：23,241 円 焼きそば：396 食 フランクフルト：602 本、ビール：47、日本酒：97、お茶：37

課題

- ・各団体、まちぢから協議会ともそれぞれの事業を実施しながら目的である地域住民が顔見知りになり「いざという時にお互いに助け合う事ができるようになりたい」と活動しているがなかなか一つにまとまる事ができていない。
- ・令和 6 年度 10 月位から各種団体同士で関心ある内容で打ち合わせをし始めているので令和 7 年度は更に具体的な活動になるよう進めて行きたい

茅ヶ崎南地区まちぢから協議会 令和6年度収支決算
(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(単位 円)

	科 目	予 算	決 算	備 考
収入の部	前年度繰越金	407,225	407,225	
	自治会分担金	1,100,000	1,012,000	6自治会
	市補助金(市民自治推進課)	250,000	250,000	運営助成金
	市補助金(防災対策課)	105,000	20,900	地区防災訓練補助金
	市補助金(特定事業)	550,000	550,000	特定事業助成金
	防災リーダー協議会返還金	167,075	167,075	防災リーダー協議会解散
	預金利息	0	276	
	賀詞交歓会会費	60,000	165,000	
	梅まつり模擬店売上金	0	303,350	
	収入合計	2,639,300	2,875,826	
支出の部	会議費	150,000	237,491	賀詞交歓会 まちぢから協議会連絡会会議費
	負担金	10,000	10,000	まちぢから協議会連絡会負担金
	研修費・旅費	100,000	11,000	研修会会費
	交際費	0	26,480	香典、訪問手土産、祝賀会
	消耗品費	90,000	15,257	事務用品 会議お茶
	印刷製本費	30,000	36,436	印刷(回覧) コピー用紙 プリンターインク
	備品購入費	300,000	348,862	HP用パソコン、掲示板
	修繕費	0	22,463	休憩椅子修理 かんたんテント部品
	手数料	5,000	8,690	振込手数料
	通信運搬費	5,000	0	
	事業費			
	広報活動	80,000	22,000	HP講習会
	地区防災訓練	200,000	27,929	訓練消耗品
	挨拶運動	550,000	551,387	のぼり旗、ポスター、ビブス
	新春風揚げ大会	20,000	10,000	協賛金
	梅まつり	60,000	326,591	模擬店材料費、弁当、レンタカー代、負担金
	情報交換費	20,000	0	
	各団体への助成金	870,000	719,000	社協 体育振興会 推進協 防犯協会
	支出合計	2,490,000	2,373,586	
	予備費	184,300	0	
	次年度繰越金	—	506,657	
	支出・予備費・繰越金合計	2,674,300	2,880,243	

令和7年度茅ヶ崎南地区まちぢから協議会事業計画(案)

1. 事業計画方針

規約第3条に掲げる目的を達成するため、次の方針のもと運営委員会・役員会・部会及び事業を実施する。

※第3条(目的)協議会は「地域住民主体の市政」「地域住民の生きがいつくり」「自助・共助のまちづくり」「協議の場」「まちの力の醸成」「自己実現の場を創造する」等の為、地域における課題解決、住みよい地域社会の構築を目指し、地域住民、各種団体及び市が一体となり、自主的、主体的に地域活動を行う事を目的とする。

2 協議会は、高砂コミュニティセンターの管理運営を行い、市民の学習、集会、レクリエーションの場を提供し、地域住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図り、心の豊かさとふれあいのある地域社会を形成することを目的とする。

(1) 課題把握

各団体、地域住民が抱えている課題や取り組みなど、地域に関する様々な情報の把握・共有を行い各部会と共に課題を整理し、調査・研究を行い問題解決までの方法等について検討を行う。

①令和6年度からスタートした挨拶の街づくり事業を継続して行う。事業の周知に加え、新たな取り組みとして「盆踊り」を通したコミュニケーションの醸成を図る。盆踊りは、高砂コミュニティセンターで場を設けて練習を行う。

②各団体への参加人数が減少しているので、まちぢから協議会のホームページで各団体のイベント情報を紹介したり、高砂コミュニティセンターの外掲示板にポスターを貼るなどし情報の共有を図る。

③まちぢから協議会単独の事業だけではなく、関連のある団体と協力してイベントを実施していく。本年3月24日に県から市は津波災害警戒区域の指定を受けているので、海の安全教室と共に津波に対する訓練も実施する予定。

※6月に海上保安庁+日本水辺安全協会と「海の安全教室」・巡視船試乗予定

(2) 課題解決

令和6年度後半から、各種会議の終了後、関連団体毎に積極的に情報交換をしている動きがある。良い傾向なので、令和7年度は会議の開催曜日、開催時間の見直しを行い会議終了後に各々が情報交換、情報共有ができるようにして課題解決がしやすくなるよう取り組んでいく。

(3) 広報活動

①茅ヶ崎南地区まちぢから協議会事業や、高砂コミュニティセンターの事業や情報を毎月1回のコミセンニュースで広報しているが、令和7年度は表面にまちぢから協議会や、部会、団体の情報の掲載をし、裏面にコミセンの情報を掲載していく。

②令和5年7月からスタートしたホームページは、常に更新している団体ばかりでなく、情報更新のない団体もあるので鮮度ある情報を発信できるように仕組みをつくる。

(4) 人材発掘

各種事業、部会等の活動を通じて、地域住民に対し広く呼びかけを行い多くの地域住民が参加できるよう努めるとともに、地域内の潜在的な人材を発掘する。

令和7年度茅ヶ崎南地区まちづから協議会事業計画(案) 2

2.部会別事業計画

部会名	日程	内容
防災部会	毎月第2土曜日 10/下旬 防災訓練 津波避難訓練 11/8 津波避難教室 未定	部会の定例会は毎月第2土曜日 防災訓練未定
地域活性化部会	3ヶ月毎 9/6(土) 1/月上旬 2/11(水)	地域活性化の具体的方法論を具体化していく 住民相互の交流・行政との情報共有 市民のつどい 新春風揚げ大会 梅まつり
生活環境部会		R7年4月1日～スタートした戸別収集の実験検証
福祉部会	月一回定例会	課題となっている「中海岸地域の買物難民対策」について 移動販売車の手配がついたので社会実験を実施の予定
児童・健康部会	R7年4月～R8年3月 9月予定 R8年2月～3月予定 10月回覧	茅小登校日 みんなでみまもり隊 旗振り 旗振りメンバー：41名(ボランティア32名、サポーター9名) +チーム推進協11名 茅小PTA主催、旗振り講習会 旗振りボランティア意見交換会 推進協主催 旗振りボランティア募集 PR活動2回(高砂コミセンまつり12月&梅まつり2月)

3.令和7年度事業計画

事業名	日程	区分	場所
海岸美化キャンペーン	6月1日(日)	後援	サザンビーチ
市民のつどい	9月6日(土)	主催	高砂コミセン
南地区体育祭	9月下旬	主催	茅小校庭
南地区防災訓練	10月下旬	主催	未定
南地区津波訓練	未定	主催	高砂コミセン
第12回新春風揚げ大会	1月上旬	後援	サザンビーチ
南地区賀詞交歓会	1月19日(月)	主催	高砂コミセン
梅まつり	2月11日(水)	共催	高砂緑地

※「海の安全教室」海上保安庁、日本水辺安全協会の下に海での事故についての講習会を年に2回位開催
「大人向け」「子供向け」と対象を変えて開催する。

茅ヶ崎南地区まちぢから協議会 令和7年度予算（案）
（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

（単位 円）

	科 目	予 算	備 考
収入の部	前年度繰越金	506,657	
	自治会分担金	1,100,000	6自治会
	市補助金(市民自治推進課)	250,000	運営助成金
	市補助金(防災対策課)	105,000	地区防災訓練補助金
	市補助金(特定事業)	450,000	特定事業助成金
	預金利息	0	
	賀詞交歓会会費	150,000	3,000円×50名
	梅まつり模擬店売上	300,000	
	収入合計	2,861,657	
支出の部	会議費	250,000	賀詞交歓会 まちぢから協議会連絡会会議費
	負担金	10,000	まちぢから協議会連絡会負担金
	研修費・旅費	50,000	研修会会費
	消耗品費	50,000	事務用品 会議お茶
	印刷製本費	30,000	印刷(回覧) コピー用紙 プリンターインク
	備品購入費	50,000	HP作成機材
	手数料	10,000	振込手数料
	通信運搬費	5,000	郵送代
	事業費		
	広報活動	100,000	
	地域活動	400,000	
	地区防災訓練	200,000	訓練消耗品
	挨拶運動	450,000	法被 ポスター のぼり旗等
	新春風揚げ大会	10,000	協賛金
	梅まつり	350,000	模擬店材料、本部経費
	各団体への助成金	750,000	社協 体育振興会 推進協 防犯協会
	支出合計	2,715,000	
	予備費	146,657	
	次年度繰越金	—	
	支出・予備費・繰越金合計	2,861,657	

特定事業の概要（茅ヶ崎南地区・挨拶の街づくり事業）

茅ヶ崎南地区では、令和4年にまちぢから協議会運営委員会で実施した茅ヶ崎南地区の課題についてアンケートの結果、「地域住民のつながり強化」への関心が高いことが判明したため、地区内での住民同士の交流を促すには「挨拶」が必要であると考えた。

その後「挨拶」を浸透させるための取り組みに向けワークショップ・発表会を行い、それらの発表等から得た意見をまとめ、令和6年からまちぢから協議会の事業として挨拶の街づくり事業を開始した。この挨拶の街づくり事業をより幅広い世代に周知するため、姉妹都市であるホノルル市・郡で盆ダンスとして親しまれる盆踊りを掛け合わせた取り組みを行い事業の更なる周知と世代間の交流を促したいと考えた。

（１）事業の概要

- ・茅ヶ崎南地区まちぢから協議会会長を筆頭に、事務局、運営委員会が中心となり、地域団体や地域の子ども達に周知を行う。
- ・自治会長会議や運営委員会で成功例や改善点について共有し、より効果的な周知方法を各団体や自治会とも協力して模索し、繋がりを増やしていく。
- ・短期間で挨拶の街づくり事業を浸透させることは難しいので、定期的な報告会・反省会を行い、「忘れない、諦めない」をテーマに毎年事業の更新をしていく。
- ・ダンスの振り付けについては、月2回程度高砂コミュニティセンターの空いている時間を利用し、振り付けの考案者である利用団体のダンスクラブの方が無料で教室を開催する。教室開催の周知については、随時ポスター等で行う。

（２）事業のねらい

- ・防犯防災の観点から、有事の際に助け合える関係性づくりの促進を期待する。
- ・住民同士が共通の趣味や話題を通して自然に挨拶できるような環境を提供する。

（３）令和6年度実績

事業の認知度を高めるためPR活動を中心に、ポスターやステッカーの配布、見守り活動時やパトロール時の呼びかけを行った。活動に興味を持たれる方や、協力的な方、老若男女問わず挨拶が返ってくることも増え、顔の見える関係づくりという目標に近づくことができた。今後も継続して挨拶を行うことで、コミュニティの醸成がしやすい環境が広がっていくことを期待している。

特定事業実施報告書（茅ヶ崎南地区・挨拶の街づくり事業）

事業実施報告書

事業の実施内容	活動内容	茅ヶ崎南地区まちぢから協議会を主体として、挨拶をきっかけに住民間の交流を促す事業。地域内の各商店や自治会等に協力を仰ぎ、事業の周知を図る。		
	活動期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日		
	実施体制	茅ヶ崎南地区まちぢから協議会、茅ヶ崎小学校区青少年育成推進協議会、茅ヶ崎南地区各自治会	周知方法	掲示板、チラシ配布、地区内の小中学校・公共施設へチラシ・ポスター・ステッカー配布、のぼり旗の掲揚、近隣飲食店等商店へのミニのぼり旗・ポスターの掲出
	参加者数	約50名	実施日	令和6年4月1日～令和7年3月31日
事業の目的や効果は達成できましたか		事業の認知度を高めるためPR活動を中心に、ポスターやステッカーの配布、見守り活動時やパトロール時の呼びかけを行った。活動に興味を持たれる方や、協力的な方、老若男女問わず挨拶が返ってくることも増え、顔の見える関係づくりという目標に近づくことができた。今後も継続して挨拶を行うことで、コミュニティの醸成がしやすい環境が広がっていくことを期待している。		
事業を計画的に実施することができましたか		概ね計画どおり実施することができた。		
予算計画や予算配分は適正でしたか		予算配分については適正であった。しかし、のぼり旗の掲揚場所が縛られてしまったり、ポスターの劣化が予想よりも早かったりと改善点が見つかった。		
事業の対象者となる地域住民の意見聴取に努めましたか		令和4年に地域課題についてのアンケートを行い、人間関係の希薄化や防災意識への意見が多くあったことから本事業を開始した。事業実施期間中においても、定期的に情報共有を行い、良い点や改善点を確認しながら事業を実施できた。		
一緒に活動するメンバーはやりがいを感じていましたか		子供の見守り活動時や防犯パトロール中などに、積極的に挨拶を行い、子供だけではなく大人からも少しずつ返答を得られるようになったことで、大きなやりがいを感じることもできた。		
事業の実施によって地域コミュニティの醸成や新たな担い手の発掘につながりましたか		ミニのぼり旗やポスターの掲出依頼の為、自治会だけでなく飲食店や商店にも事業説明等を行ったことで、協議会の活動を広く知ってもらえる機会になった。また、事業についての質問や激励を地域住民から貰うことも増え、挨拶による交流だけでなく、地域活動にも興味を持って貰うことで、コミュニティの醸成にもつなげることができた。		
課題と今後の展望について		ポスターやのぼり旗などが、予想以上に傷みやすいため、作成した備品の再利用や、長期利用ができるよう検討する。 定期的な反省会と情報共有を継続し、より気持ちの良い挨拶や人と人を繋げるイベントの開催など、PRや見守り活動以外にもコミュニティの醸成に繋がることを考えていきたい。		

収支決算書

収入

科 目	予 算 額	決 算 額	内 訳
補助金	550,000	550,000	認定コミュニティ特定事業助成金
負担金	0	3,147	まちちから協議会負担金（不足分）
計	550,000	553,147	

支出

科 目	予 算 額	決 算 額	内 訳
委託料	439,601	553,147	・ <u>デザイン制作費：70,000円</u> （ポスター：40,000円、のぼり旗：20,000円、シール：10,000円） ・ <u>ポスター印刷費：15,114円</u> （A4 200部：6,291円、A3 150部：8,823円） ・ <u>のぼり旗印刷費：62,450円</u> （600mm×1800mm 50枚） ・ <u>卓上ミニのぼり旗印刷費：36,910円</u> （100mm×300mm 70セット） ・ <u>チラシ保護シール：40,864円</u> （50mm×50mm 2000枚） - 税込合計：247,871円（消費税22,533円） ・ <u>ポスター印刷費：36,900円</u> （450mm×1350mm 10枚：3,600円 送料：900円） - 税込合計：40,590円（消費税3,690円） ・ <u>見守りベスト印刷費：155,637円</u> （Fサイズ80着、XLサイズ20着：155,000円 送料：637円） ・ <u>注水スタンド（追加分）：12,750円</u> （のぼりポールスタンド10L 15個） ・ <u>卓上ミニのぼり旗（追加分）：70,637円</u> （100×300mm 140セット） - 税込合計：262,926（消費税23,902円） - 振込手数料：1,760円 （振込手数料 2回各880円）
予備費	110,399	0	
市へ返還	0	0	
計	550,000	553,147	















あいさつ運動第二弾

盆踊り

みんなで踊って、
新しい仲間を増やしましょう



第一回練習日

4月26日(土) 17時~

高砂コミュニティセンター ホール1.2